

Title	アダム・ スミスの自由貿易除外論
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.4 (1922. 4) ,p.433(1)- 453(21)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ラファエルダ原著 千葉雄次郎譯

四六判 上製本

定價二圓三十錢 送料十錢

社會主義社會學

最新解放叢書

マルクス主義の上より見たる徹底的社會批判にして、資本主義の根柢牢固たる現代日本にとりて、大に刮目すべき價值あるものとす。殊に篇中「怠ける権利」の一文は、佛國労働階級をして其制度の缺陷に對し覺醒せしめたる雄篇として、一大炬光を放てり。江湖諸賢の愛誦を待つ。

ラファエルダ著・高島素之譯

定價 二・三〇 送料 三〇

高島素之著

定價 二・三〇 送料 三〇

カウツキー著・高島素之譯

定價 三・二〇 送料 三〇

波多野鼎譯

定價 二・五〇 送料 三〇

三田學會雜誌 第十六卷 第四號

論 說

アダム・スミスの自由貿易除外論

堀江 歸一

私が往年自由貿易の理論又は其政策を説明するに當つて、之を徹底的に、又普遍的に主張するに就て、困難を覺へた點は自由貿易と國防との關係に外ならなかつた。固より自由貿易論者の自由貿易に對する除外論としては、ジョン・スチュアー、ト、ミルの新興産業に對して保護を必要とする議論があり、ミルの後繼者であるヘンリー・フォースットの如きは、實に此除外論を駁撃することに大なる困難を覺

第十六卷

(四三三)

論 說

アダム・スミスの自由貿易除外論

第四號

一

東京 大塚 大 燈 閣 振替 東京 三橋 大 振替 東京 三橋 大 振替 東京 三橋 大 振替

へたか、ミルの此種保護を加へることを必要とする場合に、具備されなければならぬものと挙げた諸種の條件例へば一時保護を施した後に、確實に其事業が發達するとか、保護を一時に限定して、必ず或る時期の後に廢止するとか云ふような條件が遵守されるかと云ふ點に疑を懷き、北米合衆國に例を求めて、新興國に於て、一時的方便として、保護關稅を賦課することの學理的論證は一度び斯る課稅の行はれた曉に、其永久的存續を否定する何等の保障の伴はない實驗上の警告を打消すを得ない」と云ふ斷案の下に、極めて微温的反對を表するに過ぎなかつた。(Free Trade and Protection. pp. 125-27.) 然しながら斯の如きはフオーセットのミルに對する多くの遠慮の然らしめた結果であつて、新興産業に對する保護論の如き、如何様にも之を否定する論據の乏しきに苦しまないのである。唯私が否定する論據に苦しんだのは、實に自由貿易の爲めに、國防上の安全を傷ける勢を如何するかと云ふ問題に外ならなかつた。蓋し自由貿易なるものは、自然自由の原則を國際貿易の方面に適用した結果であつて、隨つて國際間に於ける無關稅の貿易状態の出現することとは、之を望むを得ないとしても、少なくとも諸國が其關稅則を律する上に於て、第

一内國産の物資に偏私する目的を以つて、外國輸入の物資に差別的關稅を賦課しないこと、第二輸入税を賦課するに當り、外國産の物資と、自國殖民地産の物資との間に於て、又内國産の物資と他國産の物資との間に於て、何等の差別を設けざること、第三輸入税の賦課を純乎たる國庫收入上の見地よりすることの諸點を眼目とするのである。隨つて自由貿易の主義が國際貿易上の關係を律する場合には、他の主義が之を律した場合に比較して、貿易上の關係が密接に爲り、經濟生活上、一國をして他國に依頼する所大なるに至らしめざるを得ない、管に經濟生活上に必要なる物資ばかりに止まらず、艦船、兵器、糧食の如き、軍需品の供給をも外國に仰ぐに至つたならば、一國の獨力を以つて、國の防禦の安全を期するを得ない。從來の如き國際關係の持續されつゝある場合には、如何なる國と雖も、經濟上の利益を擧げる爲めに、國防上の安全を犠牲にすることを許されない、自由貿易に伴う此種の缺陷に對しては、何を以つて之を充足す可きものであるかと云ふ議論を生ずるのである。

私は右の問題に對する解答は自ら二種に分れることゝ考へる。其一ツはアダム

ム・スミスの主張した如く、國防は繁榮よりも多く重要であると云ふ信條の下に、國防上の必要を理由として、自由貿易に對する除外例を認めることであり、他の一ツは自由貿易の行はれる必然の結果として、國際間の平和を齎す可きものであり、又之を齎さざれば己まない、既に國際平和に相伴う自由貿易である以上は、之を實行するに就て、何等の除外例を認めることを要しないものである。

二

右の如き二個の主張中、孰れを以つて、正しきを得たものとす可きやは、姑く措き、私はアダム・スミスの自由貿易除外論中の航海條例有利論に向つて、研究の歩を進めたいと思ふ。アダム・スミスが自由貿易に對する除外例として、第一に主張した所は、産業の或る種類にして、國防の爲めに、必要であるならば、之を保護しなければならぬと云ふ見地から、航海條例に辯護を試みた點に現はれる。即ちアダム・スミスは、英國の國防は船員と船舶との數に繋るもの頗る多い、航海條例は外國海運業の英國の貿易に干與することを或る場合には絶対に禁止し、他の場合には相當に重く制限し、斯くて自國の船員と船舶とに之を獨占せしめんとするものであると

した。航海條例が實行されて後多年英國が貿易上の勁敵とした和蘭の國運は衰微の緒に就いた、一方に英國の海運業は繁昌し、貿易も亦旺盛に赴いたと云ふような事實は相集つて、航海條例に對するアダム・スミスの意見をして價值あるものたるに至らしめるかも知れないが、國防の見地から、船舶や船員を必要とする事情が如何に緊切であるとしても、航海條例の如き、貿易其ものゝ行はれる範圍を狭くして、一方に海運業の繁昌を求めると至つては、其間に大なる矛盾ありとせざるを得ない。蓋し貿易と海運とは主従の關係を持つものであり、海運あつての貿易でなくして、貿易あつての海運でなければならぬ。貿易の數量多きに拘はらず、其大部分の輸送を外國の海運業に依頼して居つたと云ふ北米合衆國に多年行はれた事例も吾人の時に見る所であるが、是れは同國の海運政策に大なる過失の存した結果であつて、大體の原則から云へば、外國貿易の繁盛なる國に於ては、自然の約束として、海運業の隆昌を致さざるを得ない、而して之を致さしめるに就て、必ずしも人為的干渉を要しない、現に今度の歐洲戰爭に於ける實驗に徴しても、英佛兩國の經濟的能力を種々の點から比較して、佛國の英國に劣る所多きは勿論であつたが、就

中著しく人々の耳目に觸れた相違は英國の海運業が平生から繁昌して居る結果、船舶の隻數の豊富であるに對して、佛國の所有に係る船舶の寡少であり、隨つて海運業に於て、佛國は與國たる英國の援助を受けることの少なからざる一事であつた。而して英佛兩國間に何故に斯る相違を生じたかと云へば、英國が自由貿易の下に、輸出入貿易を出來得る限り振張させ、之に附屬する海運業も亦貿易の發達に促されて、隆盛に赴かざるを得ざるに至つたに反し、佛國は之と正反對の事情に支配されたことを以つて、重なる原因としなければならぬ。

然し右の事實はアダム・スミスの時代から百數十年の後に起つたことであるから、之を根據としてスミスの議論を非難するのは、苛酷であるが、純理に徴しても、私はスミスの議論を否なりとするに苦しまない。假に外國貿易其ものを經濟上に於て不利益なりとする、少なくとも外國貿易が發達して、一國が經濟生活上、他國に依頼する趨勢の馴致されることに對して、制限を設ける必要を認める場合には、航海條例の如き制限的法制を施行して、外國貿易の行はれる方便の利用を狹隘にし、斯くて貿易の方嚮を束縛すると云ふことも、自ら一理ありと認められるが、アダム・

スミス本來の意思は決して貿易を制限するものでなく、寧ろ其發達を可なりとするものである。而して貿易が發達すれば、自ら海運業も振興する道理である以上は、航海條例の下に、海運業と外國貿易とを併せ制限するが如きは、自由貿易論の面目に顧みて、許す可らざる矛盾である。現にアダム・スミス自身も或る場合に於ては、明に此矛盾を認め、航海條例は外國貿易並に之より生ずる繁榮の増進に對して、有利なるものではない。諸外國に對する通商上の關係に於て、一國の利益とする所は多數の人々と取引を結ぶ商賣人と同じく、出來得るだけ廉價に購入して、高價に賣却することに存する。而して最も完全なる自由貿易に依つて、一國が總ての國をして其購入せんとする物資を齎らしめることが之を最も廉價に購入する道であり、一方に其市場が最も多數の購買者を以つて、充された場合こそ、最も高價に賣却する所以である」と論じた。唯此矛盾を辯解する一の道は國防が繁榮よりも重要であると云ふ一事に止まるのであるが、然も貿易の自由を束縛せざることが却つて海運業を盛大にして、國防上の要件を充すを得る所以を知つたならば、アダム・スミスの辯解は自ら之を他の方面に求めなければならぬ次第である。

三

或は當時の英國は和蘭と敵對反目の状態に居つた。和蘭の經濟的勢力を倒さなければ、英國自ら經濟上に優勝の地位を占めるを得ないと云ふ説が行はれた。今日の如く經濟上の思想が進んだ時代に於ても、尙ほ經濟戰爭と云ふ言葉が用いられ、又時に其趣の存する次第であつて見れば、十七世紀頃に經濟戰爭が行はれ、而して其武器として、航海條例の利用されたことも、亦敢て異とするに足らない。即ちアダム・スミスが航海條例の諸項を掲げた後に於て、航海條例制定の當時、英吉利と和蘭とは實際に戰爭に従つては居らなかつたが、最も劇しい敵愾心は兩國の間に漲りつゝあつた。随つて此有名なる條例の或る規定が國民的反感に基いて、生じ來つたことは、疑を容れない。然も此特殊の時期に於て、國民的反感は最も賢明なる知能の稱讚する目的即ち英國の安全に對して唯一の脅威である和蘭の海軍力を削減することに用いられたと述べたのに徴しても、所謂經濟戰爭の武器として、航海條例の制定された事實を明にするを得るであらう。

然しながら自由貿易の見地から云へば、經濟上の取引の行はれる以上は、必ず當業者に利益を與う可き道理であり、且つ其利益は自由競争の下に於て、最も公正に當事者の間に分配されることを原則とする。然らば經濟戰爭と云ふことは、其言葉に於て何等の意義を爲さない、經濟上の取引の行はれる場合に、當事者の一方が他方を倒すが如きは、事實に於て、不可能であるからである。アダム・スミスが一方に「コスモポリタニズム」に類する主張を敢てしながら、他の一方に國際間の敵愾心を基礎として、之を助長するが如き法制を承認し、之を自由貿易に對する第一の除外例に充てたと云ふことは、私の何としても不可解とせざるを得ざる所である。

四

然らば斯くまでにアダム・スミスが國防の必要なり、將た又和蘭壓倒の見地なりから、特に賛成を表することを惜まなかつた航海條例は事實如何なる効果を奏したであらうか。此事はスミスの議論の當否を判斷するに有力なる資料と爲るものである。蓋し航海條例が實施されて以來、英國と他國との貿易が英國の船舶に依つて、獨占される傾向の生じたことは、争う可からざる事實であるが、當の敵手とする和蘭の海上權勢に一撃を加へざる間に、英國自身他國の報復を蒙らざるを得

ざるに至つた。此種攻撃の特に痛烈なるものは、合衆國の試みた手段である。始め合衆國が獨立すると間もなく、千七百八十三年から同八十七年に至る間に於て、各州は何れも英國に對する敵對の觀念を以つて、其れれ通商上の關係を律することを憚らなかつたが、更に千七百八十七年議會は諸州の制定した諸種の法規を統一し、合衆國と貿易を營む外國船舶に對しては、自國の船舶に賦課する租税に一噸に付き五十仙(後に一弗に引上ぐ)の割合を加重した税額を賦課し、又外國船舶に依つて輸入された物資には普通の輸入税の外に一割を加重した税を以てすることとした。此合衆國の政策は何を目標として、案出されたものであるかと云へば、其英國の制限的政策に對抗する必要に出でたことは、論を俟たない。更に此點に就て、吾人に恰好の教訓を與へるものは、普魯西の取つた處置である。即ち千八百二十二年六月普魯西政府は命令を發し、總て自國の船舶に互惠主義の原則を認めない國の船舶には、苛重の港灣手数料を賦課することとし、英國政府が之に對して抗議を試みるや、普魯西政府は之に答へて、英國こそ普魯西の船舶に差別的取扱を爲して、斯る處置の範を示したのである。吾人は斯く示された模範の限度以外に

逸して居るものではない。吾人は港灣料並に噸税の賦課を船舶のみに限つたが、今後は更に英國の所爲に倣ひ、英國の船舶に依つて運送された物資に差別的輸入税を賦課する意思である。吾人の目的は自國の航海に公正なる保護を加へんとするものに外ならない。此保護の計畫にして、普魯西の船舶が英國の港灣に於て加へられる取扱の程度を超越するものに非ざる限り、英國は之に對して抗議するの理由を持たない」と陳述した。ハスキントンが此答辯に接して、之に充分なる道理あることを認め、普魯西と互惠條約を締結する外に出づ可き道なしとしたのは當然であり、更に之に次いで一の法律を制定し、或る國にして其港灣に於て英國の船舶に互惠の特權を與へる以上は、英國も亦斯る國の船舶に向つて、自國の船舶に許すと同一の取扱を與へることとし、互惠主義の適用を一般的に規定したのも、自然の勢としなければならぬ。アダム・スミスは千七百九十年を以つて死歿した爲めに、斯る事實を目撃するに至らなかつたが、更に生き延びること三十餘年に互り、航海條例が他國の反感を刺戟して、其報復を招き、結局互惠主義に據つて、本來の面目を一變しなければならぬ事情を知つたならば、果して以前と同一の所説を持す

るを得たかどうか、一個の疑問に屬する。

五

自由貿易は國際間に平和を導き、保護貿易は國際間に鬭争を誘ふと云ふことは、アダム・スミスが「マカンチリズム」を攻撃する場合に、反覆した所であつて、アダム・スミス以後の學者は自由貿易を主張するに當り、自由貿易は國際間の平和を進める、此平和が進められて、自由貿易も亦首尾相全うせられると説く次第であるのに、自由貿易論の鼻祖と稱されるアダム・スミス其人が却つて外國の報復を招き、國際間の平和を害するような航海條例を國防上の見地から、主張し、又辯護するに至つては、事の中正を得たものと稱するを得ない。而して前記航海條例に關する英米兩國の對立は其後如何なる關係に進んだかと云へば、英國は自國の制度には何等の緩和を加へずして、獨り合衆國の制度に對抗し、自ら屈せずして、他を倒さうとすることに懸命の努力を致したようであつたが、結局千八百十五年に至り、互惠主義を採用しなければならぬことゝ爲り、兩國の孰れか一方に屬する船舶は一方の國の港灣に於て、内國船舶に對すると、同一額の負擔を課せられること、物資の輸入が兩

國船舶の孰れに依つて、行はれるを問はず、之に對して何等差別的課税を爲す可からざることゝ爲り、事實航海條例の部分的廢止と爲り、後日に至つて其全廢される道程に就くことゝ爲つたのである。互惠主義と報復とは糾へる繩の如きものであつて、報復が極まれば、互惠主義の下に、一時の遁れ場所を求めることゝ爲り、互惠主義が破れれば、報復の形を以つて、對抗するに至らざるを得ない。敵對の目的を以つて、他國から報復を受けることを覺悟し、寧ろ進んで他國に脅威を加へる手段として實行された英國の航海條例が互惠主義に潤色されたことは、斯る制限的制度が自由公明の道に向う可き一步を踏んだものに外ならない。

海運業に關する一片の統計だけに就て云へば、航海條例は成效したものと見られる。千六百八十年サー、ウキリヤム、ペツターの計算した所に據れば、歐洲諸國に屬する船舶の噸數は二百萬噸であつて、此内の九十萬噸が和蘭に、五十萬噸が英國に屬して居つたのであるが、航海條例の實施以來英國は海軍國として、擡頭するに至り、英國の貿易品を運送する内外國船舶の割合に就て、千六百六十三年から同六十九年に至る一期と千七百四十九年から同五十一年に至る他の一期とを比較

すると、前期に於て外國船一に對する英國船二であつたものが、後期に於ては、外國船一に對する英國船十二に變動したのである。斯く英國の航海業の發達する一面に和蘭の海運業は從來の如く英國の爲めに仲介貿易を行うことに依つて、繁昌する道を絶たれ、詰り英國の海運業は和蘭の失費に於て、發達を告げた趣を示すに至つた爲め、益々航海條例をして一時其名を成すに至らしめた觀なきを得ない。即ち英國の貿易が當時著しく増進したことの明白の事實である以上は、英國の海運業も亦和蘭既成の勢力に依る競争の如何に拘はらず、相當の發達を遂げ可き道理であるのに、一部の論者が盡く之を不問に付して、一の航海條例あつて、英國海運業の發達したものとす、更に和蘭の經濟的國運が航海條例實施の後に於て、衰微の兆を呈すれば、此事をも航海條例の効果に歸するに至つては、餘りに航海條例萬能に偏私した議論とせざるを得ない。現に經濟史家カンニンガム氏は航海條例が其効果を達し得なかつたことに就て、實に貿易の或る方面に於ては、此條例は其制定者に背いた。英吉利は當時バルチックや、スカンデナヴィア方面の貿易に使用するに適する型の船舶を所有しなかつた。而して彼等に加へられた制限は

英國の商人をして此方面の貿易を廢棄するに至らしめた一方に、和蘭人は自國海上權勢の基礎とするバルチック貿易に於て、以前よりも完全なる程度に於て、獨占を擁するに至つた。隨つて之を全體から見、和蘭人が十七世紀を通じて、特に損害を蒙つたものと認められないと斷言した。若し夫れ和蘭の經濟的衰運の惹起された原因を擧げる以上は、其多年海上貿易のみを以つて、經濟の基礎とし、其背後の力と爲る可き工業の發達を閑却したことに重きを置かなければならぬ譯であつて、通過貿易なり、貿易仲介なりで、空中樓閣的繁榮を求めて居つた海上國としては、當然到來す可き運命であると考へられるのである。

六

既にアダム・スミスは國防上の見地から、航海條例を辯護した。其思想の基く所は國家自給を重んずるの一事に外ならない。現に史家シーレー氏の如きも、航海條例に對して、其社會の新に促進された意識の最初の現れであり、又英吉利商業帝國の礎石を置いたものであることを斷定した次第である。思ふに國家自給を主とする經濟生活を實現する計畫はアダム・スミス以前又は其當時に於て、歐洲諸國

殊に英國が最も熱心に企圖した所のものであつて、此時代の殖民地制度の如き其一分派であると共に、航海條例も亦他の一分派たることを失はない。國防上の見地から航海條例が是認され可きものである以上は、航海條例以外の制限的制度の如きも同じく正當視されなければならず、殊に殖民地制度の如きは、其最も大なるものとす可きである。蓋し殖民地制度の重要なる目的は帝國內の富と權勢を増進する一事であり、而して此事は自給的經濟單位を作ることによつて達成されると考へられる。即ち此商業的帝國に於て、母國と殖民地との間に互に相充足する關係を結ばせ、一方に帝國內の貿易は帝國全體の海運力増進に資する目的を以つて、英國並に殖民地の船舶をして之に當らせるのである。既に此制度に従う以上は、殖民地産物の多くは英國の市場に於て、特惠關稅なり、保護金なりに依つて、特殊の利益を與へられ可き譯であり、此利益の與へられる場合には、其與へられなかつた場合には、競争するを得なかつた外國の物資を排斥して、市場を專にするであらう。保護金制度も特惠關稅制度も、航海條例も自給的經濟生活の境域を作り出さうとする點から考へれば、盡く同巧異曲の手段を以つて、目す可きものである。

而して其結果から考へれば、一國に於ける一部の國民に損失を加へて、他の一部の國民に利益を與へる事實の著しいことは、之を否定するを得ないし、而して其利益の得喪は個人の力に依るものに非ずして、盡く國家の干渉に基くのである。是れは政府が經濟發達の進路に干渉を加へ、自由競争の行はれることを制限する場合に、必然の結果として生ずる所とせざるを得ない。而して此場合に顧みなければならぬのは、消費者の利害である。アダム・スミスは一部の批評家に依つて、消費者の利益に偏私した傾向が著しいと云ふ點に於て、非難されるようである。現にアダム・スミス自身國富論第四編第八章マーカントールシステムの結論と題する議論の末節に於て、

消費は總ての生産に於ける單獨の目的であつて、生産者の利害は消費者の利益を發揚するに必要である場合に限つて、尊重されなければならない。此提言は何等の論證を費すことの間違である程に、明瞭である。然るにマーカントールシステムに於ては、消費者の利害は殆ど常に生産者の利害の爲めに、犠牲に供され、總ての商工業に於ける終局の目的として、生産あるを知つて、消費あることを

顧みなかつた

と述べて、輸入の制限や、保護金や、殖民地制度に對する攻撃を繰返した。即ちアダム・スミスの消費者利害偏重説の由つて生ずる所以と考へられる。然るに其同一人であるアダム・スミスが一旦航海條例の問題に爲れば、英國の船舶に帝國全體の貿易を獨占する權能を與へようとする、其結果として英國の消費者は自己に取つて最も有利なる條件の下に物資の輸送に當る國の船舶を利用する自由を奪はれざるを得ない。此一事はアダム・スミスを以つて消費者に傾倒する議論のみを能事とする者であると云ふ批評に對抗し、寧ろ之を打消すに足るが、同時にアダム・スミスの議論のシステムに一貫する所を失はしめたものとせざるを得ない。

從來の歴史に徴すると、國際間に相當程度の戦争の行はれた後に於ては、必ず保護關稅の障壁が國際間に高くされて、貿易の自然に進む可き路に妨害を加へることを常とする。何故に斯る事實を生ずるか、(一)戰時國際間の交通杜絶に依り、外國の競争の杜絶したに乗じて、國內に起つた新興業に對して、外國の競争を遮斷し、其存立を安全にする考もあらう、(二)戰後輸入税を加重し、其增收に依つて、財政困難に

當る必要にも基かう、(三)戰後人爲的に事業を存立させ、斯くて兵員の歸休から生ずる失業を防止する理由にも據るであらうが、是等の理由に比較して、更に重大であると認む可きものは、戰前諸外國から供給を仰ぎ來つた物資の輸入が戦争の爲めに、或は全然杜絶したり、或は杜絶しないまでも、其大部分に減縮を來したりして、一國の經濟組織や、國民生活に大なる攪亂を及ぼし、又は甚だしき苦痛を與へた其記憶の國民の腦裡を去らざる戰後の幾年こそ、國民をして最も痛切に國家自給的生活の必要を感せしめる時である。此際に多少なりとも經濟學に教養ある國民の聯想する所のものはアダム・スミスの「國防は繁榮よりも、多く重要である」と云ふ信條であつて、國防と云ふ文字を廣義に解釋し、苟も國家防護に資する一切の有形的並に無形的資料であるとしたならば、國民をして一方に戦争に従いつ、他の一方に國民生活に戦争に基く交易交通の杜絶に伴う打撃を蒙らしめず、斯くて戦争と國民生活との相並行することを期する爲めに、自給的生活を實現せしめようとするのは、自然の勢であるとしなければならぬ。私は思ふ、今日まで諸國をして關稅の高い障壁に依つて、國際間の貿易を制限せしめるに就ては、繁榮よりも國防を重

要であるとするアダム・スミスの信條の應用、或る場合には其濫用の爲めに、其勢の誘導されるに至つたことを。然らば斯の如く國防の爲めに、繁榮の或るものを犠牲に供する、換言すれば國家は其得られ可き繁榮を得ない、斯くて何時に於ても他國と戰爭を敢するに好都合の地位に立つ、少なくとも戰爭に依つて蒙らんとする打撃を回避する工風を講じて置いて、果して其目的とする所を達成し得るであらうか。アダム・スミスの主張する如く航海條例に重きを置けば、船舶の一國に屬する數は或る程度まで、其多きを得られよう、又他の論者の主張する如く、食糧とか、兵器とか云ふもの、内國供給に注意したならば、其内國に於ける製造は豊富と爲るであらう。然しながら是等の事たる、總て繁榮を犠牲として得られた結果である。而し此繁榮と國防と云ふ兩者はアダム・スミスの爲した如くに、互に相對立し、又何等の關係を持たないやうなものでなく、繁榮其ものが實に國防の一部と爲ることを知つたならば、繁榮よりも國防が重要であると云ふ考を以つて、國防の爲めに繁榮を犠牲に供すると云ふことは、結局兩者を喪失するに至る所以と解される。

兎に角アダム・スミスの時代から、經濟政策に或る程度の光明が輝くに至りながら、尙ほ孤立、鎖國又は國家自給と云ふような此光明を遮ぎる觀念が多くの場合に於て、經濟政策と爲つたのは、要するに戰爭に對する恐怖、戰爭に對する準備としての國防の充實、戰爭勃發の場合に於ける打撃の回避、戰爭に對する耐久の性質の養成と云ふが如き軍國主義的要求が經濟の自然の針路を掩蔽しつゝ、あつた結果としなければならぬ。如何なる時代に至つて、吾人はアダム・スミスの信條を一變し、いて、繁榮の爲めに、國防の無用であることを言得るであらうか。